

(件名) 高病原性鳥インフルエンザの発生原因・感染経路などが解明されていないため、各種の実験をして、可能性を狭めることを求める陳情

(陳情の趣旨)

「平成22年度鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの発生と防疫措置 平成24年10月」のページ番号：24に次の記載がある。

b. ネズミ等

国の疫学調査チームは発生農場の鶏が多数死亡したB区のカーテン側近辺に、ネズミの巣穴を確認している。農場管理者も日頃からネズミを農場内で確認しており、駆除しようとして試みていた。当疫学調査チームも農場立入時に死亡した小型のネズミを発見した。ネズミは各種疾病を媒介する動物として知られている。鶏舎において未だ直接的な感染原因として特定されたことはないが、国の疫学調査チームが平成22年度に国内で発生したHPAIを調査した結果、多くの発生農場でネズミの存在が確認されたと報告している。ネズミは鶏のケージを自由に移動、さらに飼槽に直接糞をし、その糞を鶏がつかむ可能性もあるなど、直接的に鶏に接触できる動物であることは否定できない。

しかし、国の報告書である「高病原性鳥インフルエンザの感染経路について 2004年6月30日」には、マウスの肺と脳からウイルスが検出されるが、糞からはウイルスの検出はなく、従ってネズミの糞が感染源になることはないことが、次のように記載されている。

ページ番号56：

①アメリカ1983～84年H5N2型高病原性鳥インフルエンザ発生時 (Nettleset al. 1985)

アメリカの例の調査対象は野生及び飼育下のガン・カモ類、発生農場やその鶏の糞又は死体と接触のあった鳥類、発生鶏舎周辺のネズミ類、検疫ゾーン内で衰弱状態又は死体で発見された野鳥のほか、交通事故のコウライキジや狩猟されたヤセイシチメンチョウであった。4,000検体以上調べた中で1例だけH5N2型高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離された個体は、発生農場で飼育されていたイワシャコ(ウズラよりやや大きなキジ科の鳥)で、鶏の処分開始時に脱走し、後に農場内で死体で発見された個体であった。一緒に飼育されていたほかの個体からは高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されなかった。ほかには水きん類4個体から低病原性鳥インフルエンザが分離された。また、この調査対象にはならなかったが、発生期間中に狩猟されたコウライキジ1羽からもH5N2型低病原性鳥インフルエンザが分離された。

(*陳情者注：ページ番号57に詳しい表があり、それによると、ネズミは296検体が検査され、ウイルス検出はゼロ。)

ページ番号63：

1.2.2.3 ほ乳類

マウスの感染試験では、18匹中14匹が死亡したが、ウイルスは脳及び肺から高率に分離され、糞からは検出されなかった。従って、ほかのネズミもマウスと同様の病態を呈するとすると、糞を介した伝播は起こりにくいと考えられた。

しかし、以上の記載は、「糞を介した伝播は起こりにくいと考えられた」で、確実なものではない。

そのため、実際にネズミなどの野生動物や昆虫からの感染があり得るのかの実験

をして確認をし、感染可能性の大きさを明らかにする必要がある。

以上の趣旨から下記の実験を、県独自、又は、国と共同して実施し、結果を公表することを求める。

1. ネズミ、トカゲなどの動物や、コガネムシ、ゴキブリなどの昆虫の糞から感染が鶏にあると仮定して、様々な種類の糞と鶏を一定期間同居させ、感染があるかどうかの実験
2. ネズミなどの手足、体毛などにウイルスが付着して、それが鶏舎・ケージなどに移り、感染するかどうかの実験
3. 野鳥の羽毛などにウイルスが付着して、それが鶏舎・ケージに移り感染するかどうかの実験
(2. と 3. については、付着したウイルスがどの程度の期間感染性を保つか、そして、どうやって鶏舎・ケージなどへウイルスが移動するか、その結果、鶏に感染するかの三段階の実験。)

以上